

議第14号

市道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、次のとおり市道路線の廃止をする。

市道路線廃止調書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	幸原町二丁目3 号線	三島市幸原町二丁目35-4		—	138.80
		三島市幸原町二丁目6-1			

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士